

様式1-1（その2）

令和 年 月 日

（あて先） 滋賀県教育委員会

奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、奨学のための給付金（以下、「給付金」という。）の支給を受けたいので申請します。

↓チェック必須

☐ 給付金を申請するにあたって、次の①～⑨の事項のすべてを確認しています。

- ① この申請書の記載内容は事実と相違ありません。虚偽があった場合は、滋賀県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ② 対象となる高校生等について、保護者等のいずれもが他の都道府県に対して給付金の申請を行っていません。
- ③ 対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ④ 不正に給付金を受給し、給付金の支給決定が取り消された場合、既に支給された給付金の全額または一部を定められた期限までに返還します。
- ⑤ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、対象となる高校生等にかかる高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金または授業料の減免の（認定）申請書類および届出書類の個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑥ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、対象となる高校生等の在学する高等学校等のもつ当該高校生等にかかる個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑦ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、世帯の高校生等の給付金の申請および支給の状況を確認することに同意します。
- ⑧ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置状況および生活保護法による生業扶助の受給状況について、関係機関に確認することに同意します。
- ⑨ 対象となる高校生等にかかる学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充てることについて学校長に委任することを了承します。

基準日時点の 申請者住所等	〒	ふりがな	
	滋賀県	申請者氏名	
	市（ ） 区（ ） 町（ ） 村（ ）		
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成		
氏名					
在 学 学 校 す る	学校の名称	立 高等学校		学年	年生
	課程等	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 ※該当の左記項目に○をしてください。			
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	学校名	立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

【振込口座に関する事項】（申請者名義の口座を記入してください。）

※預金通帳をご覧のうえ正確に記入してください。

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

金融機関名	銀 行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農 協		本店・支店・代理店 本所・支所・出張所	☐ 普通 ☐ 当座
口座番号 (右づめ)				

様式1-2 (その2)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生徒本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)を提出します。

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

- (2) 次の者の個人番号カードの写し等(個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分	→	申請者 以外の 親権者	フリガナ 氏名	高校生等との関係
		☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者				
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。				
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。				
		2名以上の場合	→	申請者以外の 未成年後見人	フリガナ 氏名	高校生等との関係 未成年後見人
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合				
				申請者以外の 主たる生計維持者	フリガナ 氏名	高校生等との関係 主たる生計維持者
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等				
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等				

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下、同様)。

※ (2)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※ 個人番号カードの写し等を提出する保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄	(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄

※ 上記保護者等(専攻科の場合は生計維持者)のその年の1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
------------	------------	------------	------------

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （1）に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生徒本人の個人番号カードの写し等）を提出してください。
- ハ （2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 （2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、（2）⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ （2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ホ （2）⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

(2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

(3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【生計維持者の収入等の状況について】①に該当するときは、父母全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ハ 【生計維持者の収入等の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の個人番号カードの写し等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【生計維持者の収入等の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を個人番号カードの写し等とともに添付してください。

留意事項

イ 都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額及び市町村民税の扶養親族の情報を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。